

# 学校いじめ防止基本方針

徳島県立徳島聴覚支援学校

## 1 いじめの防止等に関する基本的な考え方

- (1) 教育活動全体を通じ、全ての幼児・児童生徒（以下、「生徒」と表記）に「いじめは決して許されない」ことへの理解を促し、生徒の豊かな情操や道徳心、自分の存在と他人の存在を等しく認め、お互いの人格を尊重し合える態度など、心の通う人間関係を構築する能力の素地を養う。
- (2) いじめはどの生徒にも起こりうる、どの生徒も被害者にも加害者にもなりうるという事実を踏まえ、生徒の尊厳が守られ、生徒をいじめに向かわせないための未然防止に、全ての教職員が取り組む。
- (3) ささいな事象であっても、いじめではないかという疑いを持って、早い段階から複数の教職員で的確に関わり、いじめを隠したり軽視したりすることなく、いじめを積極的に認知する。
- (4) 発見・通報を受けた場合には、特定の教職員で抱え込まず、速やかに組織的に対応し、被害生徒を守り通すとともに、教育的配慮の下、毅然とした態度で加害生徒を指導する。
- (5) より多くの大人が生徒の悩みや相談を受け止めることができるようにするため、学校と家庭が組織的に連携・協働する体制を構築する。
- (6) いじめを行った生徒に対して必要な指導が、教育上困難な場合等には、関係機関（警察、子ども女性相談センター、各種支援機関等）との適切な連携を図るとともに、平素から、学校と関係機関の担当者との情報共有体制を構築する。

## 2 学校いじめ対策組織

### (1) 組織の構成

管理職、指導教諭、各学部長、指導教諭、生徒活動課長、生徒指導主事、人権・キャリア教育課長、人権教育主事、寮務主任、養護教諭、外部有識者により「いじめ防止等対策委員会」を構成する。個々のいじめの防止・早期発見・対処に当たっては、学級担任・寄宿舎指導員、生徒が相談しやすい教職員等を追加する。また、ネットやメールでのいじめ事例に対しては、情報教育担当の教員を追加する。さらに、聴覚障がいや発達障がいなどの障がい特性からくるコミュニケーション能力に配慮しなければならないケースに関しては、サポート課長や特別支援教育コーディネーター等の専門的な知識を有する教員から助言を得る。その他、必要に応じて関係教職員を加えて対応に当たる。

### (2) 組織の役割

- ①本組織を中心に、「学校いじめ防止基本方針」（以下、「基本方針」と表記）に基づく取組や具体的な年間計画の作成・実行・検証・修正を行う。
- ②生徒・保護者や教職員からのいじめの相談・通報の窓口となり、報告を受ける。
- ③いじめの疑いに係る情報や生徒の問題行動などに係る情報の収集と記録、共有を行う。

- ④必要に応じて緊急会議を開き、いじめの情報の迅速な共有、関係のある生徒への事実関係の聴取、指導や支援の体制・対応方針の決定と保護者との連携を行う。

### 3 教育相談体制

- (1) 日頃から教員と生徒及び保護者、さらには生徒間の好ましい人間関係の醸成に努める。
- (2) 養護教諭を中心に涉外・安全課で、教育相談計画等を作成して教育相談活動を充実させ、生徒はもとより保護者も気軽に相談を受けられる体制を整備し、保護者からの相談を直接受けられるようにする。
- (3) 相談の内容によっては支援を継続し、必要に応じて養護教諭が窓口になり、医療機関や子ども女性相談センター・大学や支援センター等の専門機関との連携を図る。
- (4) 養護教諭は、生徒や保護者に対して、広く教育相談・カウンセリングが利用されるよう、学校の内外を問わず多様な相談窓口について広報・周知に努める。

### 4 いじめの防止のための取組

#### (1) 教育・指導場面

- ①「いじめは人間として絶対に許されない」との強い認識を、学校教育全体を通じて、生徒一人一人に徹底させる。
- ②生徒にとって、「わかる授業」「楽しい授業」づくりを進めるため、すべての教職員が年間1回以上の公開授業を行う。
- ③人権教育主事を中心に、年間計画を作成する等して人権教育の充実を図り、生徒一人一人が高い人権意識を持ち、「いじめは人権侵害である」という認識を養う。指導においては、人権集会や人権講演会などの集団での活動と並行して、学級ごとにも、学活・ホームルーム活動の時間を活用して、ソーシャルスキルトレーニング、ストレスマネージメント等を実施する。
- ④養護教諭を中心に教育相談活動を充実させ、生徒の「こころのケア」を行うと同時に、養護教諭からの共感的・受容的な態度等を通じて、他者に対する思いやりの気持ちを養う。
- ⑤生徒一人一人が、充実感や達成感を味わい、さらに仲間意識や所属感を養うことができるような学校行事の計画・運営を行う。従来の学校行事・学部行事も「いじめ防止」という視点でその在り方を検討し直す。
- ⑥生徒会や生活委員会を中心に、自分たちの問題を主体的に解決することができるように、担当の教職員が適切な支援・指導や助言を行う。
- ⑦規範意識を高めるため、生徒指導主事が中心になり、所轄の警察署と連携して、「非行防止教室」「喫煙・飲酒・薬物乱用防止教室」等を計画・実施する。
- ⑧各学部長を中心に、教職員の言動が、生徒の心を傷つけたり、他の生徒のいじめを助長したりすることがないように、細心の注意を払う。
- ⑨「スマホ・ケータイ安全教室」等の実施により、インターネットやメール、SNS等で他人への誹謗・中傷をする行為は、「いじめ」であり、決して許される行為ではないことを生徒に徹底するとともに、情報教育担当の教員を中心に、情報モラルの周知・徹底について学校全体で取り組む。

- ⑩生徒の言葉や態度等に注意を払い、不適切な場合には、全教職員が共通理解の下で指導する。
- ⑪「自立活動」等の授業を通じて、生徒のコミュニケーション能力を高めるとともに、仲間意識を育てる。
- ⑫いじめが解決したとみられる場合でも、継続して十分な注意を払い、再発の可能性を踏まえ、日常的に注意深く見守る。

## (2) 保護者・地域との連携

- ①「基本方針」や指導計画をHP等を通じて公表し、学校の始期等で生徒、保護者や地域住民の理解を得るよう努める。
- ②渉外・安全課と連携して、保護者に対して、家庭教育やいじめ防止、人権に関する講演会等を実施する。
- ③生徒指導主事を中心に、日頃から県警の青少年サポートセンター・所轄の警察署や、青少年補導センターなどの専門機関、他の高等学校の生徒指導担当教員らと情報交換を行う。

## 5 早期発見・早期対応の在り方

- (1) 各学期の始業式、及び入学式やPTA総会等において、全ての生徒や保護者に対して、いじめを許さない学校の取組や、いじめられている生徒を全力で守り抜くこと、相談に関しては秘密を厳守すること等を明らかにし、生徒や保護者が学校を信頼し、安心していじめ等の相談をできるように働きかける。
- (2) 各学級担任は、日頃からの生徒に対する観察に加えて定期的に個別面接を実施し、生徒の悩みや対人関係の状況をきめ細かく把握しておく。日常の観察に関しては、「いじめ発見のための観察ポイント」(徳島県教育委員会)を参考にする。
- (3) 全教職員が、日頃から生徒一人一人に絶えず声かけを行い、生徒が日頃使っている言葉や隠語的に使用している手話や態度等に注意を払うとともに、気づいたことについて、学部会等で教職員の情報交換を密に行う。
- (4) 生徒を対象とした「生活アンケート」を実施し、対人関係の状況等を把握する。いじめの認知に関しては、「いじめ防止等対策委員会」において組織的に判断する。
- (5) いじめの把握については、情報教育担当教員や特別支援教育コーディネーター等の専門家、寮務主任や寄宿舍指導員、部活動指導担当の教員等との連携に努める。
- (6) 生徒が欠席や遅刻をしたりケガをしていたりした場合は、必ずその理由を確認し、保護者と連絡を取る。
- (7) いじめについての訴えや情報があった時は、問題を軽視することなく、保護者や友人関係等からの情報収集を通じて事実関係を正確に調査し、いじめを認知した場合は、速やかに県教育委員会に報告し、適切な連携を図る。

## 6 いじめへの対処

- (1) いじめの発見・通報を受けたときの対応
  - ①いじめの訴えや情報及び兆候があった時は、管理職の指示のもと、問題を軽視することなく、正確かつ迅速に事実関係の把握を行う。

- ②「いじめ防止等対策委員会」において、速やかに関係生徒等から事情を聴取するなど必要な調査を実施するとともに、認知したいじめへの対応方針を決定する。
  - ③学部会等を通じて、いじめの情報を共有し、対応方針について全教職員の共通理解を図る。
  - ④いじめを受けた生徒、いじめを行った生徒への具体的な支援や指導について、教職員一人一人の役割分担を明確化し、組織的に対応するとともに、保護者に対して適切に情報提供を行い、連携・協力を図る。
- (2) いじめを受けた生徒、保護者への支援
- ①いじめを受けた生徒を徹底して全力で守り抜く。
  - ②いじめを受けた生徒が安心して教育を受けられるようにするために、必要な措置を講ずる。
  - ③複数教員による家庭訪問を行う。
  - ④本人や保護者の気持ちに寄り添い、要望や相談には適切に対応する。
  - ⑤養護教諭は、カウセンリング等を行い、継続的に心のケアに取り組む。必要な場合には、スクールカウンセラーや臨床心理士等の専門家の助言・指導を仰ぐ。
  - ⑥特に配慮が必要な生徒の指導については、日常的に当該生徒の特性を踏まえた適切な支援を行い、周囲の生徒に対する必要な指導を組織的に行う。
- (3) いじめを行った生徒への指導と保護者への助言
- ①学部長・生徒指導主事が中心になって、指導計画を作成する。
  - ②担任教員及び生徒指導主事は、毅然とした対応と粘り強い指導を通じて、行為に対する十分な反省を促す。指導に際して、必要な場合には、臨床心理士等の専門家の助言・指導を仰ぐ。
  - ③いじめを受けた生徒を守る観点から、必要に応じて別教室等での学習を行わせる。
  - ④いじめの背景を考え、行為に対する責任を明確にし、再発防止に努める。
  - ⑤複数教員で家庭訪問を行い、保護者に説明を尽くし、理解と協力を求める。
- (4) 他の生徒への指導
- ①全教職員で、新たないじめを防止するための指導の徹底を図る。
  - ②傍観者や取り巻きもいじめを助長していることを理解させ、「いじめは人間として絶対に許されない」との意識を持つことを徹底させる。
  - ③生徒自身の主体的な参画によるいじめの問題への取組促進などにより、いじめを許さない学校づくりに努める。
- (5) 教育委員会等への報告と連携
- いじめを認知した場合は、学校長が速やかに県教育委員会に報告し、適切な連携を図るとともに、必要に応じて臨床心理士・スクールカウンセラー等の派遣を要請し、外部の専門家の力を借りて対応する。
- (6) 関係機関への相談・通報
- ①恐喝・暴行・傷害等の犯罪行為として取り扱われるべきと認められる事実は、ためらうことなく早期に警察に相談し、警察と連携した対応を取る。
  - ②生命又は身体の安全が脅かされるような場合には、直ちに警察に通報する。
  - ③ネット上のいじめが行われた場合、いじめに関わる情報の削除依頼や発信者情報の開示請求について、必要に応じて警察や法務局に協力を求める。

### (7) いじめの解消状態

少なくとも、次の2項目が満たされていること。ただし、再発の可能性を踏まえ、日常的に注意深く見守る。

- ①少なくとも3か月間を目安とする。
- ②いじめを受けた生徒が、心身の苦痛を感じていないこと。学級担任や生徒指導主事を中心に適宜面談等を実施する。

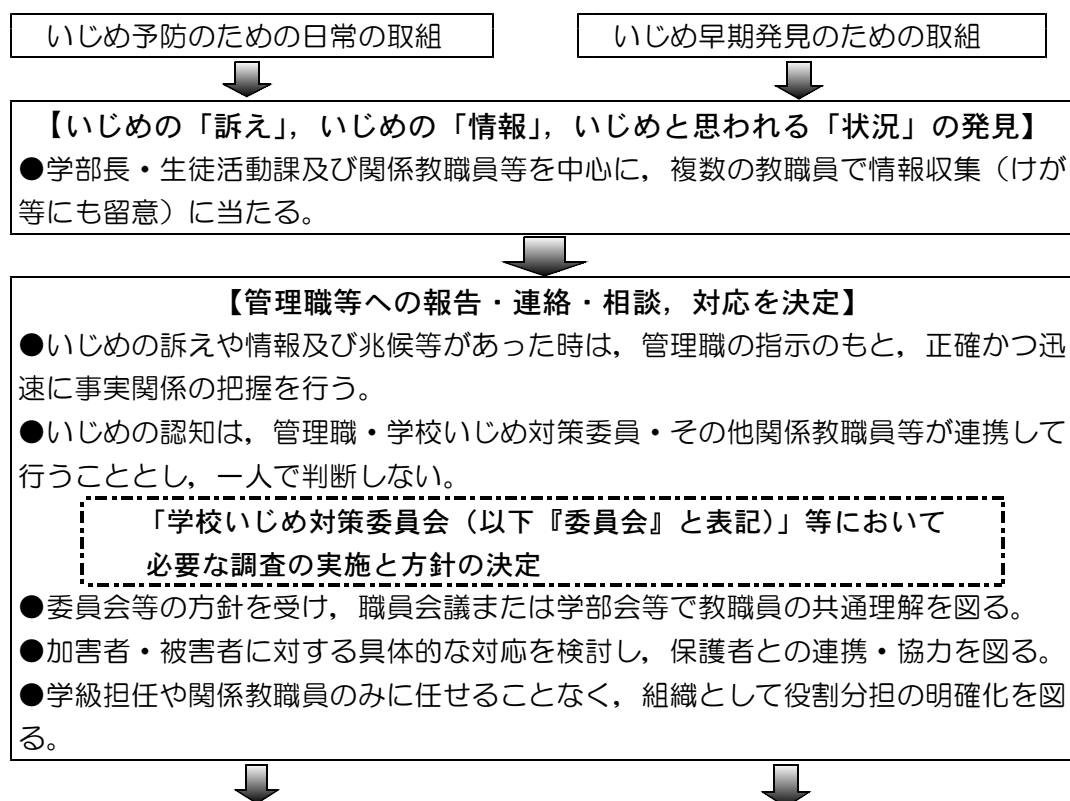
## 7 教職員に対する校内研修

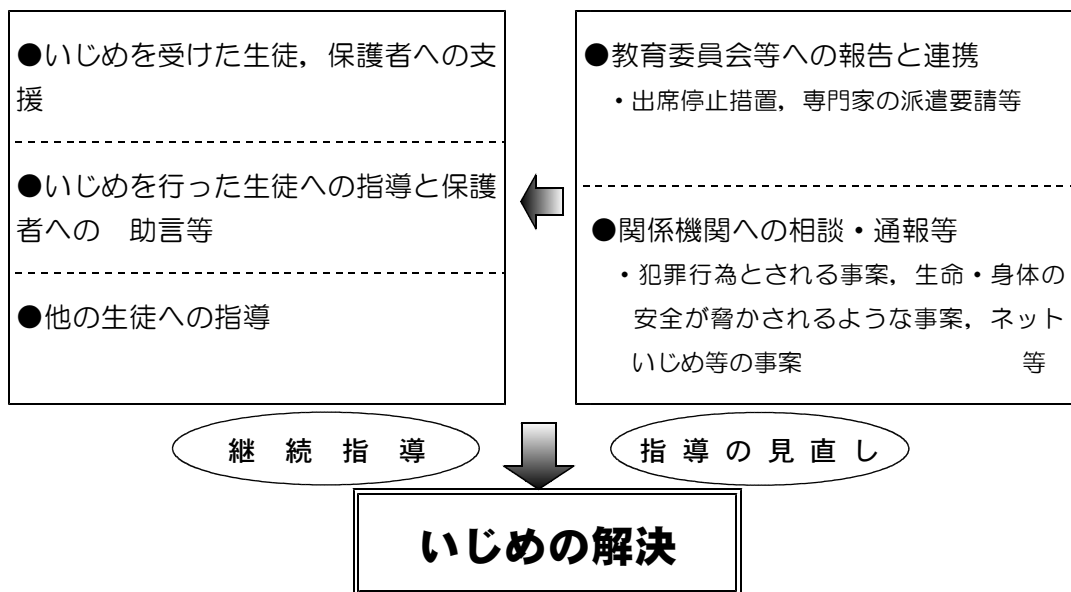
全ての教職員に対して、人権意識の向上を目的に「人権に関する研修」、および生徒指導・教育相談に関する資質の向上を目的に「生徒指導・教育相談に関する研修」を、少なくとも年間1回以上実施する。

## 8 重大事態への対処

- (1) いじめにより、生徒の生命、心身又は財産に重大な被害が生じたり、相当の期間学校を欠席することを余儀なくされたりしている疑いがあると認められたとき、重大事態として直ちに県教育委員会に報告するとともに、県教育委員会と連携して対処する。
- (2) 重大事態が生じ学校が調査主体になるときは、「重大事態への対応マニュアル」(別表)に従って、迅速かつ丁寧な調査を行う。

## 9 組織的な対応手順





## 10 取組の評価

- (1) いじめ問題について，学校評価や各課の評価，関係する教員の自己評価等，様々な立場からその取組について達成状況等の評価する。
- (2) P D C Aサイクルの考え方に従い，(1) の評価の結果等を踏まえて，その取組が適切に行われたか否かを検証する。
- (3) 期待するような指標等の改善が見られなかった等の場合には，その原因を分析し，次年度の取組内容や取組方法の見直しを行う。

## ⅴ 1 1 年間計画（いじめ防止プログラム）（R3年度）

### 年間目標

- ・教職員の研修を通して、多様化するいじめの実態について理解を深めるとともに、幼児・児童生徒の情報等を共有することで共通理解を持って取り組めるようにする。
- ・幼児・児童生徒の心の変化をいち早く捉え、いじめを見抜く感覚を磨くことでいじめの早期発見・早期対応を図る。

|     | いじめ防止等に関する取組・校内研修等                                                                 | 対象者（学部）                                          | 担 当                                       |
|-----|------------------------------------------------------------------------------------|--------------------------------------------------|-------------------------------------------|
| 4月  | ・児童会活動「仲良くしよう」<br>・人権問題意識調査                                                        | 小学部<br>小・中・高・保・教                                 | 生徒活動課<br>人権・キャリア教育課                       |
| 5月  | ・PTA総会（書面），個人面談                                                                    | 保護者                                              | 渉外・安全課                                    |
| 6月  | ・スマホ・ケータイ安全教室<br>・人権ポスター制作<br>・人権教育HR（学級）活動                                        | 小・中・高<br>小・中・高<br>中・高等部                          | 生徒活動課<br>人権・キャリア教育課<br>人権・キャリア教育課         |
| 7月  | ・夏休みのくらしについて<br>・生活アンケート<br>・非行防止教室（スマホの内容有）<br>・いじめ防止等啓発ポスター制作・掲示<br>・いじめ防止等対策委員会 | 幼・小・中・高<br>小・中・高<br>中・高等部<br>中・高等部<br>いじめ防止等対策委員 | 生徒活動課<br>生徒活動課<br>生徒活動課<br>生徒活動課<br>生徒活動課 |
| 8月  | ・ICT教職員研修会<br>・人権教育教職員研修会                                                          | 教職員<br>教職員                                       | 研究・情報課<br>人権・キャリア教育課                      |
| 9月  | ・人権教育HR（学級）活動<br>・人権学習                                                             | 中・高等部<br>寄宿舎生                                    | 人権・キャリア教育課<br>寮務主任                        |
| 10月 | ・人権教育HR（学級）活動<br>・視聴合同親睦会<br>・視聴合同職員研修会                                            | 中・高等部<br>寄宿舎生<br>教職員                             | 人権・キャリア教育課<br>寮務主任<br>生徒活動課               |
| 11月 | ・人権学習                                                                              | 寄宿舎生                                             | 寮務主任                                      |

|          |                                                                                                                                                                        |                                                         |                                                             |
|----------|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|---------------------------------------------------------|-------------------------------------------------------------|
| 1 2<br>月 | <ul style="list-style-type: none"> <li>・冬休みのくらしについて</li> <li>・生活アンケート</li> <li>・人権教育講演会</li> </ul>                                                                     | 幼・小・中・高<br>小・中・高<br>中・高等部                               | 生徒活動課<br>生徒活動課<br>人権・キャリア教育課                                |
| 1<br>月   | <ul style="list-style-type: none"> <li>・情報セキュリティ教職員研修会</li> <li>・人権教育HR（学級）活動</li> <li>・いじめ防止等対策に関する教職員研修会</li> </ul>                                                  | 教職員<br>中・高等部<br>教職員                                     | 研究・情報課<br>人権・キャリア教育課<br>生徒活動課                               |
| 2<br>月   | <ul style="list-style-type: none"> <li>・喫煙・飲酒・薬物乱用防止教室</li> <li>・いじめ防止等対策委会</li> <li>・人権教育保護者研修会</li> </ul>                                                            | 中・高等部<br>いじめ防止等対策委員<br>保護者                              | 生徒活動課<br>生徒指導主事<br>人権・キャリア教育課                               |
| 3<br>月   | <ul style="list-style-type: none"> <li>・春休みのくらしについて</li> <li>・生活アンケート</li> </ul>                                                                                       | 幼・小・中・高<br>小・中・高                                        | 生徒活動課<br>生徒活動課                                              |
| 通<br>年   | <ul style="list-style-type: none"> <li>・人権ポスター・標語校内掲示</li> <li>・学活・道徳</li> <li>・HR活動</li> <li>・専門性向上のための研修会</li> <li>・公開授業</li> <li>・視聴合同自治会</li> <li>・聴覚集会</li> </ul> | 小・中・高<br>小・中学部<br>高等部<br>教職員<br>教職員・保護者<br>寄宿舎生<br>寄宿舎生 | 人権・キャリア教育課<br>各担任<br>各担任<br>サポート課<br>研究・情報課<br>寮務主任<br>寮務主任 |